

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 岡沢憲英
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円(年間購読料参千円)
 1989年9月25日発行
 第21巻第9号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.21 No.9

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

スウェーデン国会、修正予算案を再修正

Budget bill passed after twice amendment

在スウェーデン日本大使館一等書記官 宇野 裕
 Mr. Hiroshi Uno

社民党政府は去る4月25日、過熱気味の経済に対処するため、付加価値税の2%引上げ等一連の緊縮政策を盛り込んだ修正予算案を国会に提出したが、野党の反対が強く、5月10日に至って付加価値税の増税案に替えて強制貯蓄制度の導入を再提案、ようやく中央党の賛成を得て、6月7日成立にこぎつけた。

政府がいったん提出した予算案が修正を余儀なくされたという意味で、今回のやりとりは異例と云えるが、野党サイドから見れば、中央党が社民党との妥協を図ったことから、穏健連合、自由、中央という保守・中道3党の連携にくさびが打ち込まれた形となり、そこに社民党のしたたかさを見ることもできるのではなからうか。

修正予算案の内容

成立した修正予算案の概要は以下のとおり。

(1) 景気抑制策

ア 強制貯蓄制度の導入

所得税の3%相当額を強制徴収、3年後でなければ引き出すことはできない。利息は、所得の高低に応じて3.5%—7%で、非課税となる。(付加価値税の引上げに替るもの)

イ 企業負担の引上げ

賃金の1.5%を徴収、労働条件の改善にあてる。(名目を変えた社会保険料の引上げ)

ウ ガソリン、電気、ガス税の引上げ

エ ストックホルム地域対策

ストックホルム・ウブサラ地域への投資集

中を避けるため、建設費用の10%を特別徴収。また、不動産税の引上げ。

(2) 児童手当の増額

修正予算案では、児童手当を12%引上げることにしていたが、これを更に引上げ、あわせて15%とする。(ただし、実施時期は6ヶ月遅らせて90年1月)

(3) ミルクに対する補助金の存続

修正予算案では全廃としていたが、廃止スケジュールを延期。

波紋

政府の修正予算案は、もともと過熱経済をさますため、個人から資金を吸収して消費を抑制しようとしたものである。したがって政府は、増税に替えた強制貯蓄制度であっても経済的効果は当面同じであり、所期の目的は達成されるとしている。

しかし、民間エコノミストは、増税であれ強制貯蓄であれ、伝統的な需要抑制策ではほとんど効果がなく、構造的な改革(供給面の改革)が必要

目次

スウェーデン国会、修正予算案を再修正	宇野 裕	1
スウェーデンに学ぶこと	坂田 仁	3
(新刊紹介) 『感染』G・ヨンソン/B・ヨンソン 共著 ビヤネール多美子/多勢真理 共訳(伊藤裕子)		4
SIPニュース		4

だという見方で一致している。

むしろ、今回の修正予算案修正劇は、その経済効果より政治的波紋の方が大きいといえよう。今回、社民党が中央党を妥協に引き込んだことは、かつて中央党が自由党、穏健連合党と連合政権を組み、先の総選挙においても3党共同政策を掲げてキャンペーンを張った事実からみて、社民党の大きな成功であった。しかも、強制貯蓄制度は中央党のかねてからの主張だったことからみれば、社民党提案の付加価値税の引上げは強制貯蓄というかたちの緊縮政策を実現するための戦術だったのではないかと疑いたくなる。事実、4月末の修正予算案国会提出に際して、ビルト蔵相、そしてカールソン首相までも必要な修正に応じると発言しているのである。

社民党のしたたかさは、他の野党とのたくみな

取引にも現われている。付表1にみられるように、社民党は穏健連合党を除く全ての野党の要求を何らかの形で取り込んでいる。特に共産党からは、中央党との交渉展開の節目で、事前に基本的な支持あるいは黙認を取りつけているように見受けられる。

一方、中央党については、今後、党としてのアイデンティティーを強調する方向に向うこととなる。折から6月末に開かれた党大会では、党指導部の社民党との連携策が、大方の支持を得た。もともと農民政党として環境問題を最重点とし、他との加盟に反対する中央党は、自由党や穏健連合党とは異なる面が多く、独自性を際立たせることにより党勢の拡大を図りつつ、政策決定への影響力を高める途を探るものと思われる。

付表1

社民党・中央党合意の経過

	強制貯蓄	労働環境科	地域特別税	その他の税	児童手当	ミルク補助金
修正予算案 (4/26)	VAT 2%引き上げ <環境党支持>	社会保険料負担の2%引き上げ <共産党支持>	ストックホルム地区は社会保険料負担の5%引き上げ	酒税・タバコ税の引き上げ	760Kr 加算 (89.1から)	全廃<自由党、児童手当の引き上げを条件に賛成>
社民党修正案 (5/10)	強制貯蓄導入<中央党提案> 税の4%					
社民党再提案 (5/16)	強制貯蓄導入、税の3% <中央党要求>	労働環境科の導入 <中央党支持>		電気税 3オーレ増 <環境党提案>		廃止のスピードダウン <中央党存続要求>
5/18			<共産党、地域特別税導入を提案>	電気税 2オーレ増 石油税 100Kr/m増 <中央党要求>	<共産党増額要求>	
5/19	基本合意				900Kr 加算 (90年1月から)	
5/23	合意 税の3%	合意 賃金の1.5%				
最終合意 (5/28)	同上	同上	ストックホルム地区に10%の特別不動産税	同上	同上	同上

付表2

社民・中央党合意をめぐる動き

- 5/22 自由党党首ウェステルベリ、社民・中央党合意を批判。
- 5/23 社民党と中央党修正予算案について基本的に合意。
穏健党党首ビルト、同合意を批判。保守・中道グループ崩壊の懸念を表明。
- 5/28 社民・中央党最終合意
- 5/30 自由、穏健両党、社民・中央党合意を批判。
- 6/1 中央党副委員長、6月中旬の党大会で党の戦略変更について議論することを表明。
- 6/5 KDS党首中央党に失望感を表明(社民・中央党合意に対し)。
- 6/7 国会議論。自由、穏健両党、社民・中央党合意に関し社民党を批判。中央党への批判はトーンダウン。
- 6/11 中央党党首ヨーハンソン、野党が政権を取れない状況下では、自党の要求実現のため個別政策での与党との連携を排除してはならないと反論。
- 6/13 SIFO調査。中央党支持者の51%、社民党支持者の50%が社民、中央党連立内閣に賛成。反対はそれぞれ36%、28%。
- 6/18~21 中央党党大会。社民・中央党合意に支持多数。

「しかしながら、改正（刑法）委員会は、ある点で我が国の刑法で現在適用されている原則に譲歩を行うべきであるとみなした。訴追された行為がもっぱら政治的犯罪とみなされ得る場合には、旧法に従って判決されるべき刑罰が新法に定められている刑罰よりも軽ければ、旧法を適用しなければならない。この規定によって委員会は、政治的混乱期にたまたま権力を掌握した政党が刑罰を加重する法改正によって政治的反对者に対抗することを妨げようと欲したのである。」

(SVJT 1924, P. 13.)

これは、1924年に発表した論文の中で、当時高等裁判所の裁判官で、1916年に設置された刑法改正委員会の委員であったG. Olinが述べたものである。時期は第一次世界大戦からソビエト政権の成立を経て、ヨーロッパに一時的に平和の訪れた頃にあたっている。それはまた、スウェーデンが死刑を廃止（1921年）した直後にもあたっている。その直前10年間、即ち1911年以降死刑は一度も判決されていなかった。

通常新しい法律が制定された場合、刑罰不遑及の原則によって旧法時代の行為に新法が適用されることはない。その反面、新法の効力発生以後の犯罪への旧法の適用は当然認められない。これは、言わば常識である。上記の引用は、この常識をひっくり返している。もっぱら政治的であると裁判所が認定した場合、事件が新法施行後に起きたものであっても、旧法の刑罰と新法の刑罰とを比較して、軽い方の刑罰を適用（行為が旧法に規定されていなければ、無罪であると当然解釈できる。）しようというのである。

よく知られているようにスウェーデンは150年間他国との戦争とは無縁であり、また、武力衝突を伴う大規模な国内騒乱を経験していない。1930年代の激しい労使の対立も最終的には交渉で乗り切っている。上記の提案がその後の審議の中でどのように扱われたかは判らないが、以上の歴史的な事実の裏側に、この引用に示される政治的犯罪への対応があったとすれば、それは充分考慮に値することであると思う。ここには、ことを武力によってではなしに、言論で決していこうとする一

貫した姿勢が感じられるからである。政治学者の手による研究の待たれるところである。

ここで私の脳裏をかすめるのは、スウェーデン国民の国旗を敬愛する気持ちと、民族と国民の独立と連帯に対するイデオロギー抜きの強い信頼である。一方で君主制を維持し、個人の自由、人権を強く擁護しながら、福祉政策ないしは社会主義的政策を推進している姿勢である。共和派も王政派も、社会主義者も民主主義者も、相互に相手の立場を尊重しつつ、多数決原理でことを運んでいくやり方である。これは、やはり敬服に値する。

君主制を維持しているとはいっても、かつての勅令は政令と改められ、かつて各省庁の名称に付いていたkungligaの文字は消滅している。また、資産税によってかつての資産家の邸宅は公有物に変わりつつある。しかし、一方で権力者が広大な邸宅や別荘を持っているという話しも聞かない。ストックホルムの土地の70%はストックホルム・コムーンの所有だといわれているし、また、住宅ローンの支払い利息が全額税額控除されているとも聞く。それと同時に、食事をして、本を買っても、必ず間接税を支払わされる。また、徴兵制度を有する国民皆兵の国でもある。優秀な自前の戦闘機も持っている。

勿論、こうした事態に大きい不満を持っている者は大勢いただろうし、また、現に大勢いると思う。それが何故暴力的な解決に向かわないのか、そこには上述した国民の独立と連帯、民族の独立と連帯に対する国民の間の強い信頼が働いているのではないかと思う。

北京の天安門事件やベトナム難民の問題を聞くにつけ、そこには日本やスウェーデンでは考えられないようなどうにもならない現実があるとは思いつつも、しかし、何処かで力による問題の解決には終止符を打つ必要があるだろうと思う。その時に、最初に引用したスウェーデン刑法改正委員会の委員の述べている一つの原則は、国旗の尊重、民族と国民の独立と連帯への信頼とともに、重要な示唆を与えてはいないだろうか。

(- 1. 9. 6記)

ビヤネール多美子 / 多勢真理 共訳

この著書は手術の際の血液輸血によってエイズに感染の宣告を受けたヨンソン夫妻による生々しい記録であり、まず、感染者となったヨンソン博士が、次に妻のブリットによって、そして、最後の部分では二人へのインタビューの三部構成となっている。

グスタフ・ヨンソン博士は、スウェーデンの赤髭として慕われてきた人物であり、妻のブリットは、ソーシャルワーカーとして活躍してきた人である。社会福祉の充実に努めてきたヨンソン夫妻にとっても、感染の宣告による衝撃が大きく、いかに受入れ難がたいものであったかは、その妻まじい苦闘の後ろを辿ることから知ることができる。しかし、全体を通しての印象は、エイズ感染によるヨンソン夫妻の苦悩が、極端な悲観的な悲壮感によって誇張され、脚色されておらず、寧ろ生きていることの喜びや、人生への限り無い希望と力強い生命力を感じさせるものであったことは、読者として救われるものであった。

そして、夫妻の人生に対する積極性や勇気が、感染を公表することを決意させ、社会から孤立していく傾向がある感染者の生活を、社会の人々に判かってもらう理解の機会を広げることで、変化するように努めている姿には、心を動かさずに置かないものがある。

エイズに感染した人々の不幸は、病名を理由に突然自分の生活の場に居ることを拒否される可能性があること、絶望や孤立した世界に追い込まれ、置き去りにされるような苦しみを味わうことになることをヨンソン博士が明らかにしており、発病に対する不安に加えて、感染した人達とその家族を苦しめているのは、環境や社会による無理解、中傷や疎外、差別などによって社会性を奪われていくことが、その主な原因となっていることにある。

そして、この著書でヨンソン夫妻が強調し、理解を求めているのは、感染者やその家族としての苦悩がどんなものであるかを知ってもらうことによって、できるだけ多くの人にエイズ感染の実際の姿を知ってもらう事である。それによって、エイズについての正しい知識や理解が少しづつ、社会の中に浸透することによって、エイズ感染者の不幸を減らし、普通に社会人としての生活を送る助けとなることを、自らの体験から示そうとしている。

夫妻の著書は、感染が引き起こす現実の生活の変化と、その意味を知り、私たちの他人事のような態度を変えて行くのに大いに役立つものである。また、社会的に弱く、不安定な立場に追い込まれてしまう感染者にも、自分達に開かれた生きやすい社会への希望の掛け橋として、理解と努力の第一歩となる著書であると思う。

現時点では、発病が死を意味しているエイズ感染は、人間らしい死の迎え方や死の意味を考えさせ、そのことで逆に、生の意味や人間の尊厳と言った人間の本質を問う機会を与えるものであり、医学的にも社会的にも解決の難しいエイズの問題を解く基盤にあるものは、実は社会に生きる私たち一人一人の人間的な努力を抜きにしては成り立たないことをヨンソン夫妻は語っている。とくに最近、血友病患者の輸血による感染が起きた我が国においても、もはや猶予できない問題であり、必読の本として推奨したい。

(伊藤裕子)

〈SIP ニュース〉

上半期のスウェーデンへの移民 3万5,000人、1970年来で最高

中央統計局の発表によると、本年度上半期のスウェーデンへの移民は、昨年同期比で、50%増 (+1

万2,000人)の3万5,000人であった。なお、これは1970年度上半期の移民数と同じで、例年のスウェーデンへの移民数は平均3万~4万人なのであるが、本年度同期の我国への移住者は、7万7,000人にのぼった。

過去数年間では、我国への移民のうち最も多かったのはイラン人で、本年度上半期のイラン人移民は4,600人であった。スウェーデンには現在3万人を越すイラン人がおり、13万人のフィンランド人、4万人のユーゴスラビア人に次ぐ第三の移民グループを形成している。

今年はイラン人に次いで移民数が多いのはこれまでのところチリ人で、上半期の我国への移民数は昨年度の3倍増4,300人であった。また、ユーゴスラビアからの移民は倍増し、1,000人であった。なお、エチオピア、イラク、レバノン、トルコからの移民も増えている。

難民のみならず職を求めてスウェーデンを訪れる人の数も増加し続けている。因みに、ノルウェーからの移民は3倍増で、3,500人、デンマークからの移民は4倍増で2,500人であった。1980年代半ばまでスウェーデンへの移民グループのうち最も人数の多かったのはフィンランド人であったが、本年度同国からの移民は2,200人にすぎない。なお、我国への帰国組は昨年度上半期の2,900人から3,400人へと増加した。

さて、スウェーデンから海外への移住者はあいかわらず少なく、昨年上半期と同様1万人程度であった。そのうちスウェーデン人は3,800人であった。我国への移民のうち、後年、かなりの数が帰国するものと見込まれるのは近隣のスカンジナビア諸国の人々のみで、ここ10年間に我国に移住してきた難民はほとんどがそのままスウェーデンに居住している。(S I P 269/89)

パルメ暗殺の容疑者に終身刑宣告、ただし、法廷の意見は二分

ストックホルム市法廷は7月27日、8週間の審理の後、クリステル・ペッテション(Christer Pettersson)42歳を1986年2月28日に故ウーロフ・パルメ首相(Olof Palme)を暗殺したかどにより有罪と評定、終身刑を宣告した。評決は、6人の素人の裁判所補佐人により、同事件で提出された証拠を不十分とする二人のプロの裁判官の決定がくつがえされるという異例のものであった。二人の判事はペッテションにはウーロン・パルメを殺害する確固たる動機が欠けていると主張していた。

評決は、状況証拠のみに基づき、武器、指紋といった具体的証拠は全く提出されていない。素人の裁判所補佐人はリスベス・パルメ夫人(Mrs Lisbeth Palme)がクリステル・ペッテションを犯人と認識するその確固たる態度こそ、彼が元首相を至近距離から狙撃し、夫人を負傷させた犯人であることを一点の疑いもなく証明していると主張した。彼らはまた、他の目撃者証言が、ペッテションはストックホルム中心街の映画館から凶行の現場までパルメ夫妻のあとをつけていった人物であるという検察官の主張を裏づけていると述べた。

クリステル・ペッテションはアルコール及び麻薬中毒者といわれ、殺人罪を含む長い犯罪歴を持つ男であるが、かつて演劇学校の学生であったこともあり、自分の主義主張は明確に述べることができる男である。彼は現在のところパルメ暗殺に関して彼にかけられているあらゆる容疑を否定している。ただし、事件当夜のアリバイについては全く提出できなかった。ペッテションの弁護士はこの事件を控訴裁判所に上訴した。次回の審理は9月初めに開始される。(S I P 270/89)

政府のエイズプロジェクトと人道主義的目標のための支出金

スウェーデン政府は、此の程、エイズ撲滅及び他の人道主義的目的遂行のための総額3億2,800万クローナ(82億円)の支出を承認した。そのうち1億クローナ(25億円)は世界保健機構(WHO)の地球エイズプログラムや非政府機構の研究及び医療研究を含む多くのエイズプロジェクトに割当てられる。

1,550万クローナ(3億8,750万円)は人権擁護における努力、個々の国々における法規制や法制度の強化、公務の民主化及び分散化、迫害を受けている小数集団のための活動の支持及び彼らについての情

報の普及等のためにイヤーマークされた。

発展途上国の女性を支持するべく、政府に厚生、教育、水供給、森林及び土壌管理、地方の開発、工業においてなされる努力に対して1,200万クローナ（3億円）を支出する旨を承認した。とりわけ、発展途上国で女性にとって重要な意味をもちながら軽視されている分野—管理者訓練、法律等の分野に、補助金がいくことになろう。（S I P 253/89）

上半期の輸出高、輸入高各12%、13%の増加

中央統計局によると、スウェーデンの1988年度上半期の対外貿易は151億クローナ（3,775億円）の黒字であったが、本年同期は161億クローナ（4,025億円）の黒字に帰結した。輸出高は12%増、1,702億クローナ（4兆2,550億円）、輸入高は13%増、1,541億クローナ（3兆8,525億円）であった。

同期で石油がスウェーデンの輸入総額に占める割合は6%と昨年上半期と変らなかった。また、原油輸入量は1988年度上半期の700万トンから740万トンに増加した。なお、石油精製品輸入は350万トンから290万トンに減少した。（S I P 267/89）

本年度工業生産、昨年度比で約5%の増加

公式報告によると、スウェーデンの本年度1—5月期の工業生産は昨年同期比で4.7%の増加であった。なお、同期に最大の増産率（8%）を記録した部門は機械技術工業であった。

本年度3—5月期の工業の新受注量は昨年同期比で2%の減少であったが、4—5月期には昨年同期比で7%の増加を示した。なお、5月末の受注残は、昨年同月比で15%の増加であった。また、海外からの受注が受注全体に占める割合は54%であった。（S I P 265/89）

正確なコンピュータ翻訳、実用まぢか

自動翻訳のためのコンピュータプログラム—目下のところ、スウェーデン語、英語、ロシア語の文法及び語彙を処理—が Lund 大学言語学部で開発された。コンピュータ言語の研究者ベンクト・シーグッド教授（Bengt Sigurd）によると、SWETRA という同プログラムはかなり複雑なセンテンスを分析、構成することができるが、語彙はまだ限られているという。

SWETRA はプロログ（Prolog）で書かれ、本体及びパーソナルコンピュータで実行される。同プログラムは元々は商業目的で開発されたものではないが、将来は当然その種の目的に使用されることとなろう。

コンピュータに供給された各センテンスはまず、意味をくみとるために分析された後、翻訳したい言語の文法モジュールに移転される。現在のところ、SWETRA の効用はおよそ80%程度である。一つの言葉が様々な意味を持つという一般的な問題は、大いに克服されねばならないのはもちろんである。また、“Charles pondered on the boat” といった文章のそのように多義に解釈できる意味を持つ前置詞も問題を生ぜしめよう。さらには、“It’s raining cats and dogs”、といった熟語も同様で、その文字通りの翻訳ではいかなる言語においても全く意味をなさなくなってしまう。

シーグッド教授はコンピュータはけっして完全に人間の翻訳者にとってかわることはできない、とりわけ文学作品の翻訳においては不可能である、という一般的な見方には賛同している。ただし、コンピュータを例えば、政治的協定や国際法規、ユーザー用のマニュアル、指示書、天気予報等の翻訳に利用することは十分に可能だと述べている。フィンランド語とスウェーデン語で天気予報を提供しているフィンランドでは、既に同様のプログラムが利用されている。

将来、翻訳プログラムの効率を最大に高めるためには、コンピュータに供給されるテキストは目的別に改変される必要があるという。また、シーグッド教授によれば、この種の状況なら、言語は必ずしもプロセスで迷うことがなくなるだろうという。（S I P 261/89）